

## ○兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

平成25年10月 8 日規則第40号

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則をここに公布する。

## 兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例（平成25年兵庫県条例第30号）第 2 条第 6 項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第 2 条** 有識者会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 有識者会議は、会長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

**第 4 条** この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、有識者会議が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる有識者会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。